

## 再資源化により得られた物の利用の促進のための方策

### 1 基本的な考え方

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、その再資源化により得られた物を積極的に利用していくことが不可欠であることから、関係者の連携の下で、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物に係る需要の創出及び拡大に積極的に取り組む必要がある。

また、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用に当たっては、必要な品質が確保されていること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することが重要である。

### 2 関係者の役割

#### (1) 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物をできる限り多く含む建設資材の開発及び製造に努める必要がある。

#### (2) 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用した設計に努める必要がある。また、このような建設資材の利用について、発注しようとする者の理解を得るよう努める必要がある。

#### (3) 建設工事を施工する者

建設工事を施行する者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用するよう努める必要がある。また、これを利用することについての発注者の理解を得るよう努める必要がある。

#### (4) 建設資材廃棄物の処理を行う者

建設資材廃棄物の処理を行う者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の品質の安定及び安全性の確保に努める必要がある。

#### (5) 県

県は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のために必要となる調査、情報提供及び普及啓発に努めるほか、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用するよう努めることとする。

#### (6) 市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

### 3 公共事業における利用の目標

県事業においては、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。）の趣旨<sup>注）</sup>を踏まえ、民間の具体的な取組の先導的役割を担うことが重要であることから、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用するものとする。

具体的には、道路等の舗装の路盤材又は建築物等の埋め戻し材若しくは基礎材の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場から40キロメートルの範囲内でコンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生骨材等が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とするなどの方策を講ずることとする。

道路等の舗装の基層用材料、表層用材料及び上層路盤材の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現

場から40キロメートル及び運搬時間1.5時間の範囲内でアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生加熱アスファルト混合物が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とするなどの方策を講ずることとする。

木質コンクリート型枠材については、再生木質ボードを製造する施設の立地状況及び生産能力並びに利用される用途に要求される品質等を考慮して再生木質ボードの利用を促進することとし、モデル工事等を通じて施工性、経済性等の適用性の検討を行い、これを踏まえて利用量の増大に努める。

また、法面の緑化材、雑草防止材等についても、利用される用途に要求される品質等を考慮して、再生木質マルチング材等の利用を促進することとし、モデル工事等を通じて施工性、経済性等の適用性の検討を行い、これを踏まえ利用量の増大に努める。

さらに、その他の用途についても、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進が図られるよう積極的な取組を行う必要がある。

なお、県事業以外の公共事業においても、県事業における特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に準じて取組を行う必要がある。

注) グリーン購入法は、国等の公共部門における環境負荷の少ない物品・役務の調達を推進や情報提供の充実を制度化したもので、地方公共団体にも努力義務が課されている。

また、特に重点的に調達を推進すべき特定調達品目のうちに「公共工事」が選定され、資材・建設工事について11品目が指定されているところである。

#### 4 地域の産業における利用の方向

本県においては、県内で発生する廃棄物を使用し県内で製造されるリサイクル製品を「岐阜県廃棄物リサイクル認定製品（平成9年6月制定）」として認定（平成12年度末現在 44社60製品）し、県事業において優先利用するとともに、市町村や事業者にも利用を呼びかけている。今後は、さらに認定製品を増やすとともに、製品の利用拡大を促進するよう必要な措置を講ずることとする。

また、廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用について、県民や事業者、行政のそれぞれ自主的かつ積極的な取組を促進するため「岐阜県循環型社会形成推進協議会（平成13年8月設置）」を設け、連携して新しい循環システムの検討を行うなど、各界各層が協働して循環型社会を実現できるよう必要な措置を講ずることが重要である。